

# 個人でも社会保険加入は必要？

個人事業主や個人事業所（5人未満）に対して社会保険加入・法人化を強制することは不当です。あくまで国の指導は『適切な保険加入』です。

## 『適切な保険』とは？

個人事業主・個人事業所(5人未満)の場合、国民健康保険・国民年金・一人親方労災保険(個人事業所は労働保険)加入していれば問題ありません。

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
	—	役員等	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1</li> </ul>	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険</li> <li>国民健康保険組合(建設国保等)</li> </ul>	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険</li> <li>国民健康保険組合(建設国保等)</li> </ul>	国民年金